

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（以下「計画」という。）を滋賀県において策定するにあたって、有識者や関係者等の意見を反映させていくため、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他計画の策定にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 文化スポーツ部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職等
おおつか ちえ 大塚 千枝	公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京 活動支援部 相談・サポート課 課長
かわい だ さちこ 川井田 祥子	鳥取大学地域学部 教授
こいし てつや 小石 哲也	社会福祉法人共生シンフォニー まちかどプロジェクト 劇団まちプロ一座 座長
にしたに ひとし 西谷 仁志	公益財団法人守山市文化体育振興事業団 守山市市民文化会館 館長
ほさか けんじろう 保坂 健二郎	滋賀県立美術館 館長 (ディレクター)
まつい ゆうき 松井 裕紀	社会福祉法人グロー法人事務局 地域共生部地域共生課 課長
むらた かずひこ 村田 和彦	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長
やました まさと 山下 完和	社会福祉法人やまなみ会やまなみ工房 施設長
やまだ たかし 山田 貴司	滋賀県立聾話学校 校長